

平成27年（行ウ）第16号 大東市市民会館談合損害等請求事件

原告 光城敏雄外4名

被告 大東市長 東坂浩一

原告準備書面（1）

平成27年4月30日

大阪地方裁判所 第7民事部2ハ係 御中

原告訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄



弁護士 辻 公 雄



弁護士 豊 島 達 哉



弁護士 西 川 満 喜



第1 市長らは違法な本件入札の中止・やり直しを怠った義務違反がある

1. 本件入札は適法に成立していない

(1) 入札参加資格の地域要件について

本件入札は、事後審査型一般競争入札制度を導入して行われた。本件入札参加資格には、市内業者は建築工事の種類「建築一式」の総合評定値が700点以上、市外業者は1200点以上とされており（甲2の4）、市内業者と市外業者との点差が500点以上とされていることから、他市に例を見ない過大な点数差となっている。

このような市内業者に有利に働く入札参加資格の設定は、市外業者の参加を困難にし、結果的に市内業者しか参加できない競争原理の働かない制

度になっている。

したがって、本件入札は、競争原理が機能していないもとで実行された。

(2) 入札者の数が3社に満たなかった

本件入札の予定価格は、1億9200万円（税抜）だった（甲2の2）。本件入札には、オオヨド、三住建設、富田建設の3社が入札した（甲2の2）。このうち、オオヨドは、予定価格を5300万円も上回る金額2億4500万円を入札した（甲2の2）。三住建設は、予定価格を2964万円も上回る金額2億2164円を入札した（甲2の2）。富田建設だけが、予定価格と同じ金額1億9200万円を入札した。その結果、2社は失格となり、富田建設だけが失格とならず「入札者」として残った。

大東市事後審査型制限付き一般競争入札制度に関する要綱（以下、「要綱」という。）（甲3）には、「入札者の数が3社に満たない場合は、入札の執行を中止するものとする。」（要綱8条）との定めがある。

本来、競争入札制度とは、不特定多数人の参加を求め、そのうち「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする」（地方自治法234条3項）方式である。

そうすると、予定価格を上回る2社の入札は、「予定価格の制限の範囲内で…申込み」をしておらず、競争入札制度を前提とした「入札者」には該当しないので、本件入札は、同条の予定する「入札者の数が3社に満たない場合」に該当している。

したがって、平成26年5月22日の時点で、2社について「入札者の数が3社に満たない場合」であることが判明しているため、大東市長ら職員は、要綱8条に違反した本件入札の執行を中止すべきだった。

ここで、入札参加資格に関する事務は、大東市事後審査型制限付一般競争入札資格審査会が所掌することとされており（要綱3条1項1号）、副市長（同条2項1号）、総務部長（同条項2号3号）が審査会委員となる。

そのため、副市長以下審査委員は、入札参加資格について不備がある本件入札の執行を中止する義務を負っていた。

したがって、同日時点において、大東市長ら職員には、本件入札の執行を中止し、要綱 8 条に反しない適法な入札をやり直す義務が生じていた（地方自治法（以下「法」という。）138 条の 2）。

2. 市長らには入札の執行を中止せず、やり直さなかったことに故意・重過失があること

大東市長ら職員は、2社が失格となった平成 26 年 5 月 22 日時点で、本件入札が要綱 8 条に違反する競争を経ていない入札であることを容易に知り又は知り得た。

そうすると、大東市長ら職員は、本件入札が違法であることを知りながらその執行を中止せず、入札をやり直さなかった。

また、仮に大東市長ら職員に故意がなかったとしても、大東市長ら職員には、平成 26 年 5 月 22 日時点で、前述のとおり入札参加資格を満たさない本件入札の執行を中止する義務が生じていたし、適法な入札をやり直す義務も生じていた。

したがって、大東市長ら職員は、本件入札執行の中止を容易にできたにもかかわらず、中止する義務を怠ったことに重大な過失がある。また、大東市長ら職員は、適法な入札のやり直しを容易にできたにもかかわらずこれやり直す義務を怠ったことに重大な過失がある。

3. 結論

以上から、大東市長ら職員は、違法な本件入札執行を中止し、やり直すべきだったのに、執行しやり直さなかった違法がある。

第 2 談合行為が存在した違法

談合行為は、一定の入札において入札業者らが落札者を決めたり、落札価格に

ついて協議することをいうが、業者らが常に明確な文書等証拠を残して合意・協議することは少なく、世間でいう「あ・うん」の呼吸でなされるものまで多様である。

そして、談合は主観的な合意・共同が立証されなければ談合がないということではなく、①入札の状況、②入札参加者の状況、③入札者の面識と面談可能性、④実際の入札からその存在を推定されるものが多い。

本件では、入札そのものが前記のとおり入札談合をしやすく、生じやすいものになっていた。即ち、入札者らは互いに面識、交流の深い市内3業者で、市の多くの請負事業を分業し合う関係になっていた者同士だけによる入札であった。従って、3者による入札が談合の発生の高いもので、市自体いわば談合は御自由と言わんばかりのものとなっていたのである。

本件談合行為は、①1者富田建設のみが落札できる金額の最高価格である予定価格で入札していること、②他の2者は入札競争など全くするつもりがなく、自ら落札できない入札額を入れているところから、富田建設を落札者とするものの共同、申し合わせがあったといわざるを得ない。

富田建設は、入札で期待されている予定価格より低い価格での入札競争という努力を全くしていない。他の2者オオヨド、三住建設は計画的に自らは落札し得ない予定価格以上の高額入札を敢えてなしているのである。これは3者が、競争はせずに富田建設に落札させる行為そのものであるから、談合以外の何者でもない。

A, B, Cの3者の徒競走があったとき、Aが駆け足で走るもB, Cがスタートをしなかつたり歩いたりしたら、客観的にこのA, B, CのレースはAを一位にするデキレースと誰もが評価するのと同じである。

第3 市長らには富田建設と随意契約をした違法がある

1. 市と富田建設との本件原契約は、違法な随意契約である

平成25年5月29日、市は、予定価格の100%の金額を入札した富田建設と契約（以下、「本件原契約」という。）した（甲2の2）。

前述のとおり、本来、競争入札制度とは、不特定多数人の参加を求め、そのうち予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする方式である（法234条3項）。

本件原契約は、前述のとおり入札という競争原理を経ていない契約である。このような契約は、競争の方法によらないで任意に契約の相手方を選択して契約を締結する随意契約である

そうすると、市が、事後審査型一般競争入札制度を採用しながら随意契約を交わすことは、法234条2項に違反する。

大東市長ら職員は、富田建設と随意契約することが、市長の誠実管理執行義務に違反する（法138条の2）ことを知っていたにもかかわらず、富田建設と本件原契約を随意契約により締結した。又は、誠実管理執行義務があったにもかかわらず、重大な過失により義務を行った違法がある。

前記のとおり、3者入札は、富田建設一社が落札資格を形式上持つも、それは市の招いた入札による談合の結果であるから、そのような談合企業の富田建設と契約することも違法である。

したがって、大東市長ら職員が、富田建設と随意契約により本件原契約を締結したことは誠実管理執行義務を故意または重過失により怠った違法がある。

2. 本件変更契約も随意契約により締結された違法がある

本件原契約を変更した変更契約（以下「本件変更契約」という。）（甲4）により、請負代金額は、7236万円増額された。

本件変更契約は、防火扉やエレベーター工事など本来当然に原契約工事に含まれる内容であった。にもかかわらず、本件原契約に含まれず本件変更契約内容とされたことは明らかに不自然である。本件変更契約の不自然

さは、平成26年12月22日付大東市監査委員から市長に出された要望書第2項においても「本来、これらの内容は早い時期に必要性を把握して当初設計に含んでおくべきものであり、設計変更で計上されることは適切とはいえません。」と指摘されていることから明らかである（甲2の5）。

そして、随意契約により締結された本件原契約をもとに行われた本件変更契約も本件原契約と一体として随意契約により締結されたものであり、法234条2項に反する違法がある。

したがって、大東市長ら職員が、富田建設と本件変更契約及び本件原契約を随意契約により故意または重過失により締結したことは、前述のとおり法234条2項に違反する。

第4 求釈明事項について

1. 市長と三住建設の関係について

三住建設は、市長東坂浩一が平成21年1月13日から平成24年3月20日まで代表取締役就任していた会社である。市長が、大東市長に就任したのは平成24年5月であるから、市長に就任する直前まで代表取締役就任していたことになる（甲5）。

現在の三住建設の代表者は市長の実父であり、三住建設の創業者である東坂巖と、市長の実妹である有田三千子である（甲5）。

三住建設の前には、市長の名前の立て看板が立て掛けられており、同社自らが、市長を応援し、市長と関係することを誇示している（甲6）。

このように、三住建設は、市長就任直前まで市長が代表取締役就任し、同社の経営を行っており、退任後も市長の親族が役員を務めるなどして市長が同社の経営に深く関与する企業である。

近年、多くの地方自治体では、職務執行の公平性確保の観点から政治倫理

条例規定が定められている。その内容は、市長の配偶者又は2親等以内の親族が事業を行い又は役員となっている法人と市が請負契約を締結、又は市から指定管理者の指定を受けることは、市民に不正の疑いを招く可能性があることから、市長等は、配偶者方は2親等以内の親族が経営する法人に対し、市との契約締結及び指定管理者の指定についての辞退届を提出させる努力規定を定めるなどである。

このような規定は、配偶者や2親等以内の親族の経営する会社との取引は、外形的に不正の疑いがあることを示すものである。

本件市長と三住建設との関係は、市長の実父が共同代表者を務める2親等以内の会社であるから、外形的に不正の疑いを生ぜしめる取引なのである。

2. 不法行為の最高責任者

市長が地方自治行政の執行機関の長としての責任を有するという意味である。

3. 知りながら入札させた

第1、第2記載のとおりである。

4. 副市長の法的根拠

前述のとおりである。

5. 74.7パーセントでも受注可能である点

本件原契約において談合行為がなく、大東市長ら職員が本件入札の執行を中止し、適法な入札をやり直していれば、予定価格2億736万円の74.7パーセントに相当する最低制限価格1億5502円（税込）での受注が可能であった。にもかかわらず、前述のとおり、大東市長ら職員が故意または重大な過失により義務を行ったため、市は予定価格通りの契約金額2億736万円（税込）で本件原契約を締結することになった。

6. 20パーセント未満も可能

前項記載のとおり、本件原契約において談合行為がなく、大東市長ら職員が本件入札の執行を中止し、適法な入札をやり直していれば、最低制限価格1

億5502円での受注が可能であったのだから、請負金額を予定価格の20パーセントに抑えることが可能であった。にもかかわらず、大東市長ら職員は、誠実管理執行義務を怠り、請負代金を抑えることを行ったのだから、少なくとも市の損害は20パーセントをくだらない。

7. 損害賠償規定

例えば、大阪市には談合行為に関わる賠償金額が設定されている。大阪市では、「建築工事請負契約書」の第50条本文において、同条各号に規定する不正行為に該当する場合、「請負代金額の100分の20に相当する額」賠償金と定めて不正行為に対するペナルティを課している（甲7）。